

(公社)東基連 上野労働基準
協会支部
住所 〒110-0015
東京都台東区東上野 5-17-8
中銀第二マンション1F 店舗5
電話 03-5830-6961
支部長 村松 與章
責任者 加藤 修一
印刷 (株)サンライズ

上野労基会報

2021年
6月
No.234



隅田川花火大会
(写真提供：台東区)

第94回 全国安全週間

本週間 令和3年7月1日(木)～7月7日(水)
準備期間 令和3年6月1日(火)～6月30日(水)

令和3年度 全国安全週間スローガン 持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、上記のスローガンのもとで取り組むこととなっています。

目次

- ◇第94回 全国安全週間について・・・・・・・・・・・・・1
- ◇上野労働基準監督署・副署長着任のご挨拶・・・・・・・・・・・・・2
- ◇上野労働基準監督署の新体制について・・・・・・・・・・・・・2
- ◇労働保険の年度更新・・・・・・・・・・・・・2
- ◇押印見直しにより届出の様式が新しくなりました・・・・・・・・・・・・・3
- ◇働き方改革応援します！・・・・・・・・・・・・・3
- ◇労働基準法・最低賃金法などに定められた届出や申請は
電子申請を利用しましょう！・・・・・・・・・・・・・4
- ◇上野労働基準監督管内の労働災害発生状況・・・・・・・・・・・・・5
- ◇職場の「熱中症」を防ごう！・・・・・・・・・・・・・6～7
- ◇新入会員のご紹介・講習会等のお知らせ
行事等報告・雇入れ時安全衛生教育講習会・・・・・・・・・・・・・8

着任のご挨拶

上野労働基準監督署 副署長 江原 昌子



上野労働基準協会支部並びに会員の皆様におかれましては日頃より労働基準行政の運営にご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。この4月1日付けで上野署に異動してまいりました。

この1年間は、新型コロナウイルス感染症により大きく時代が変わったといえるでしょう。

歴史と文化の伝統があり、活気のある街が一変したことは大変な衝撃でした。感染予防対策を徹底した上で、経済の活性化を図っていかねばなりません。そのため、新たな段階としての安心安全な職場環境を整備していく必要があります。

令和3年度の安全週間のスローガンは「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」です。

今後も厳しい状況が見込まれていますが、社会情勢の変化に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していくことはあらゆる面において共通する考え方と思います。一緒に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

上野労働基準監督署 新体制について

2021年4月1日 (敬称略)

部署・職名		氏名	主な業務
署長		柴田 優	
副署長		江原 昌子	
第1方面	主任監督官	宮澤 宜敬	◆事業場に対する監督指導 ◆法律違反の申立て(申告)や相談への対応 ◆就業規則・時間外協定など各種届出の受理 ◆悪質・重大な法違反に対する司法処分 (TEL 03-6872-1230)
	監督官	今村 京花	
	監督官	赤坂 謙太	
第2方面	主任監督官	手塚 規幸	
第3方面	主任監督官	加納 一郎	
第4方面	主任監督官	加茂川 通広	
安全衛生課	課長	高橋 友和	◆安全衛生に関する指導・相談への対応 ◆各種届出、報告の受理審査 ◆特定機械の検査 (TEL 03-6872-1315)
	監督官	馬場 友一朗	
労災課	課長	田久保 正樹	◆労働保険の加入、労働保険料の徴収 ◆労災保険に関する請求・相談への対応 (TEL 03-6872-1316)
	労災認定調査官	高橋 宏美	
	給付調査官	梶原 春香	
	労災事務官	横塚 奏多	
業務課	課長	前田 朝夫	◆庶務・会計 (TEL 03-3828-6712)

労働保険の年度更新

令和3年度の労働保険料の申告・納付が6月1日から始まります。

年度更新は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送や電子申請でも受け付けており、直接窓口に出向くことなく申告することが可能です。また、労働保険料の納付については口座振替や電子納付が便利です。

押印見直しにより届出の様式が新しくなりました

労働基準法に関する届出の様式が、押印・署名廃止（記名は必要です。）により、新しくなりました。36 協定届（時間外・休日労働に関する協定届）のほか、1 箇月単位の変形労働時間制に関する協定届、清算期間が1 箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届、1 年単位の変形労働時間制に関する協定届、1 週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届、事業場外労働に関する協定届、専門業務型裁量労働制に関する協定届、企画業務型裁量労働制に関する決議届等の様式です。

協定の当事者が適正であることを確認するため、届出書のチェックボックスにチェックしていただく必要があります。

- ✓ 協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合であること、又は労働者の過半数代表者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること
- ✓ 管理監督者（労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督または管理の地位にある者）でないこと
- ✓ 労使協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の民主的な方法によって選出されたものであること
- ✓ 使用者の意向に基づき選出されたものではないこと


② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者																			
休日労働	休日労働をさせる必要がある具体的事由		業務の種類																
	上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間を超えてはならないこと。かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)																		
協定の成立年月日 年 月 日																			
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名																			
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ <input type="checkbox"/> ）																			
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)																			
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)																			

チェックボックスにチェックがない場合は、形式上の要件に適合している協定届とはなりません。

36 協定届の作成に際しては、次の無料ツールをご活用ください。


36協定届様式のダウンロード

労働基準関係主要様式 🔍 検索




そのまま出せる36協定届を作成

スタートアップ労働条件 🔍 検索




36協定届の電子申請はこちら

労基法守 電子 🔍 検索



働き方改革応援します！

2019年から働き方改革関連法が施行され、時間外労働の上限規制（原則月45時間、年360時間）、年次有給休暇の年5日以上取得、正規と非正規の不合理な待遇差の禁止等の取組が求められています。東京働き方改革推進支援センターが中小企業・小規模事業者の皆様を無料でご支援いたします。ぜひ、ご利用ください。



東京働き方改革推進支援センター

受付時間 (平日) 9:00 ~ 17:00

住所が変わりました JR・東京メトロ銀座線 神田駅より徒歩3分

〒101-0043 東京都千代田区神田富山町 25 サンクス神田ビル2F



建物1Fにサンクスハウジング(株)が入っているビルになります

電話

0120-232-865

E-mail

tokyo@task-work.com

ファックス

03-6260-7295

ホームページ

https://task-work.com/tokyo/

労働基準法・最低賃金法などに定められた 届出や申請は電子申請を利用しましょう！


NEW
① 電子署名・電子証明書は不要です！

令和 3 年 4 月から、

① e-Gov からアカウントを登録

② フォーマットに必要事項を入力

の 2 ステップで、届出・申請が可能になります！



NEW
② 事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、36 協定の本社一括届出が可能になります。

これまででは、全ての事業場について 1 つの過半数労働組合と 36 協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、

令和 3 年 3 月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り 36 協定の本社一括届出が可能になります。

労働者代表

A 支店：過半数労働組合 a

B 支店：過半数代表者 b

C 支店：過半数代表者 c

D 支店：過半数労働組合 d


A 協定

B 協定


C 協定

D 協定

使用者



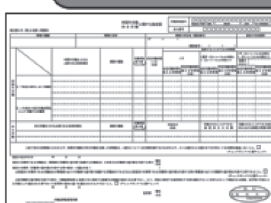
労働基準監督署



電子申請に限り
本社一括届出可


※36協定届は最大30,000事業場、就業規則(変更)届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。
申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

③ 控え文書への受付印がもらえます！



(※イメージ)

- ✓ 36協定届
- ✓ 就業規則(変更)届
- ✓ 1年単位の变形労働時間制に関する協定届について受付印を受け取ることができます。



電子申請の利用方法

「e-Gov（イーガブ）のホームページから電子申請が利用できます。

電子申請の利用は事前準備が必要です。詳しくは、

で検索してください。



労働基準法などの手続きに関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続きに関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

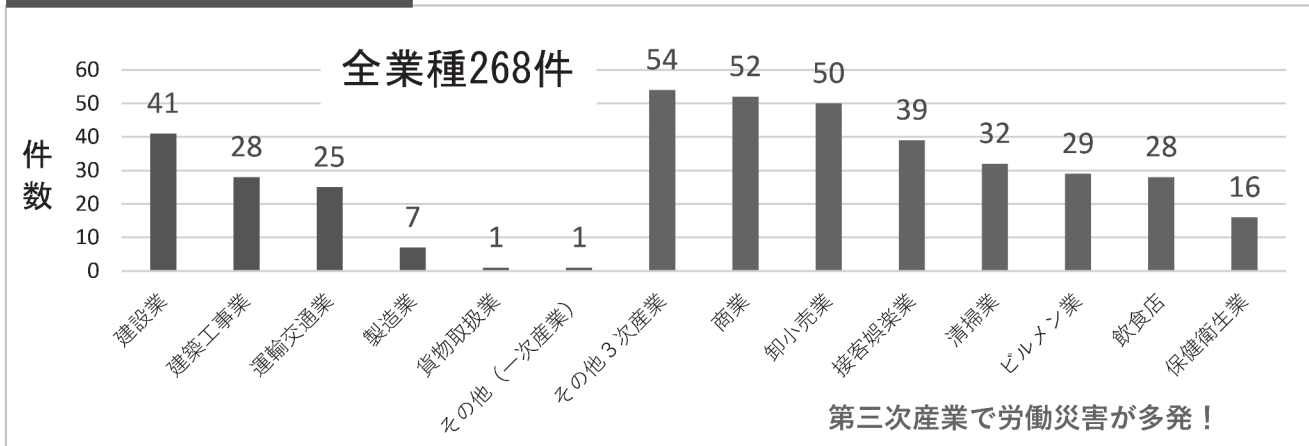
- ホームページは「労基法等 電子」で検索！ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

労基法等 電子

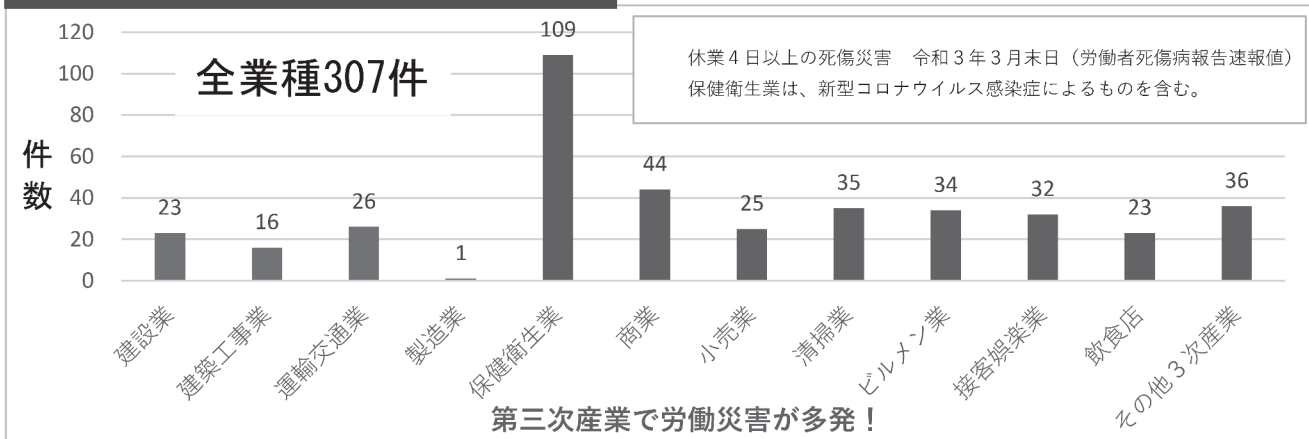
- 【厚生労働省ホームページの進み方】
 「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業者の方へ」>
 「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

上野労働基準監督署管内の労働災害発生状況

令和元年 (確定値)



令和2年1月～12月 (速報値)



死亡災害事例

令和元年 (1月～12月)

発生月	業種	職種 年齢 経験年数	事故の型	災害発生状況
2月	清掃業	作業員 50代 20年以上	墜落・転落	屋上架台を吊元にブランコを設置し、ビルの窓ガラス清掃作業中、吊元強度不足により、地上に墜落。
7月	病院	作業員 70代 5年以上	墜落・転落	ブロック塀を足場として事務所の庭木剪定作業を行っていたところ、バランスを崩して地面に墜落。
9月	建築工事業	作業員 30代 1年未満	墜落・転落	外部足場に設置されたリフト搬器から資材を建物内に搬入作業中に、足場と建物の隙間から地面まで墜落。
10月	建築工事業	監督員 20代 5年未満	墜落・転落	監督員がエレベータ乗場開口から昇降路内に墜落。
11月	建築工事業	作業員 60代 5年以上	崩壊・倒壊	掘削溝において、土止め壁に付着した土を除去していたところ、土砂崩壊。

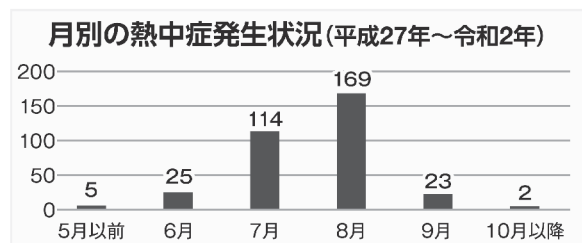
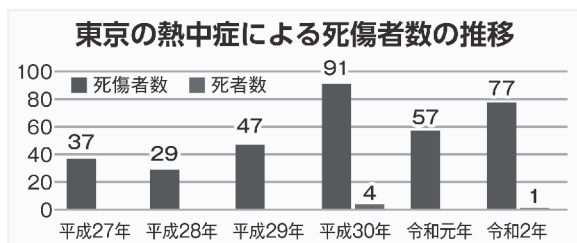
職場の「熱中症」を防ごう!

～ 本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防を行いましょう ～

令和2年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は77人(令和3年2月24日現在)で、前年に比べ増加しました。業種別では、建設業と警備業が約35%を占め、そのほか陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約8割は7月から8月にかけて発生していますが、5月以前にも発生しています。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防を行いましょう。



令和2年に発生した熱中症の発生事例(東京)

(参考)気温は、東京管区气象台(千代田区大手町)の値です。

発生月時間	業種	発生状況	発生時気温(発生日最高気温)	休業見込日数等
8月9時	ビルメンテナンス業	マンションのゴミ庫内の清掃中、ゴミ庫内が高気温の環境であったため、熱中症の症状が出て、救急搬送された。	31.5℃ (34.2℃)	約20日
7月14時	貨物自動車運送業	客先での荷下ろし作業中、熱中症により急に手足がしびれて体調不良となった。	29.3℃ (31.2℃)	約30日
8月13時	警備業	日陰のない工事現場で警備中、水分をとっていたが気分が悪くなり、救急搬送された。	31.9℃ (32.5℃)	約10日
8月15時	建築設備工事業	屋外で配管作業中、多量の発汗と指先の震えを発症し、病院での診察の結果、熱中症と診断された。	30.3℃ (34.7℃)	約9日

熱中症とは

熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症を発症した可能性があります。

重症度	症状
小 ↓ 大	I 度 めまい・失神 「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のこと。「熱けいれん」と呼ぶこともあります。 大量の発汗
	II 度 頭痛・気分の不快・吐き気・おう吐・けん怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らないなど。従来「熱疲労」と言われていた状態です。
	III 度 意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクとひきつけがある、まっすぐ歩けないなど。 高体温 体に触ると熱いという感触があります。



東京労働局 労働基準部 健康課

https://site.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00329.html



暑さ指数(WBGT値)の把握の準備



作業計画の策定など

設備対策・休憩場所の確保の検討

服装などの検討

教育研修の実施

熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立

緊急事態の措置の確認

熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

1 作業環境管理

- 日よけや通風をよくするための設備(スポットクーラー等)を設置し、作業中適宜散水する。(通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度上昇に注意する。)
- 水分や塩分を補給するためのものや身体を適度に冷やすることができる氷や保冷剤、冷たいおしぼりなどを備付け、摂取・使用状況を確認する。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所または日陰などの涼しい休憩場所を設ける。
- 作業中の暑熱環境の変化がわかるよう、JIS規格「JIS B7922」「JIS Z 8504」に適合した暑さ指数計によりWBGT測定を行う。

2 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所の連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。
- 作業服は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。
- マスク着用時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクを外して休憩をとる。屋外で人と十分な距離(少なくとも2メートル以上)を確保できる場合で、大声を出す必要がない時は、マスクを適宜外す。ただし、防塵マスクなど作業に必要なマスクは確実に着用する。

3 健康管理

- 健康診断結果などにより労働者の健康状況をあらかじめ把握しておく。また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等に注意する。
- 労働者の健康状況等の確認を行うため、作業前に体調確認を行うとともに作業中は巡視を頻繁に行う。
- 朝食摂取、前日の飲酒量の確認を行う。

4 労働衛生教育

- 労働者が高温多湿場所で作業する場合、作業管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法 ③緊急時の処置 ④熱中症の事例 についての労働衛生教育を行う。

異常時の措置 ～少しでも異常を感じたら～

- 一旦作業を離れる
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

救急措置

少しでも異常が見られたら次の応急処置を行うとともに、呼びかけに対する返事がおかしい等意識障害がある、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には直ちに医療機関へ搬送してください。



- ◆暑い現場から涼しい日陰、または冷房が効いている部屋などに移す。
- ◆水分と塩分の摂取を行う。
- ◆衣類をゆるめて(場合によっては脱がせて)、体から熱の放散を助ける。
- ◆うちわ、扇風機の風に当て、氷のう等で首、脇の下、足の付け根を冷やす。

以上のことで不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。

◎新入会員のご紹介◎

● 大和ハウス工業株式会社 <有期事業>

令和3年3月から入会いただきました

● 有限会社ノルド通建

令和3年3月から入会いただきました

講習会・行事等のお知らせ

月	日	曜日	開始時刻	行事・業務内容	場所	
令和3年	8	火	13:30	安全管理セミナー(署、産保センターと共催)	台東一丁目区民館	
6	23	水	9:30	危険予知(KYT)訓練研修会	足立区勤労福祉会館(綾瀬プルミエ)	
7	9	金	10:30	広報部会9月号(No.235)編集会議	上野労働基準監督署会議室	
	14	水	11:00	安全部会・衛生部会合同会議	支部事務所	
	下旬		13:30	労災保険実務講習会	上野区民館予定	
9	9	木	13:30	安全衛生管理セミナー(署・建災防と共催)	台東区民会館9F	
10	中旬		13:30	労務管理セミナー(署と共催)	上野区民館予定	
	27~29	水~金	*	第80回全国産業安全衛生大会 in 東京	東京国際フォーラム	
11	5	金	11:00	安全部会・衛生部会合同会議	支部事務所	
	10	水	10:30	広報部会1月号(No.236)編集会議	上野労働基準監督署会議室	
	中旬		14:30	支部長・副支部長会議	上野区民館予定	
			15:20	支部幹事会		
			16:00	署長特別講演		
26	金	8:00出発	優良事業場研修会	事業場選定中		
12	中旬		14:00	建設業年末年始安全管理講習会(署・建災防主催)	上野区民館予定	
令和4年	1	20	木	15:00	新春健康セミナー	浅草ビューホテル 新春健康セミナー、 安全衛生表彰式・・・3階 祥雲Ⅰ 賀詞交歓会・・・3階 祥雲Ⅱ
16:40				安全衛生表彰式		
17:20				賀詞交歓会		
2	10	木	10:30	広報部会4月号(No.237)編集会議	上野労働基準監督署会議室	

事務局からの行事等報告

月	日	曜日	開始時刻	行事・業務内容	場所
令和3年	9	金	10:30	広報部会6月号(No.234)編集会議	上野労働基準監督署会議室
			13:30	雇入れ時安全衛生教育講習会(王子・足立荒川支部共済)	上野区民会館
4	21	水	9:00	支部会計監査	支部事務所
			中止	支部長・副支部長会議	上野区民館201・101
			*	支部幹事会(書面審議)	
		中止	署長特別講演		
5	26	水	16:30	支部定時総会	浅草ビューホテル3階 祥雲Ⅱ

雇入れ時安全衛生教育講習会

日時：4月9日(金)

時間：13:30～16:30

場所：上野区民会館401集会室



▲挨拶する村松上野労働基準協会支部長

▲講師の早川光夫先生

▲座席指定の講習会場